広報
さめがわ

第119号
昭和38年
10月10日発行

編集兼発行
鮫川村役場
鮫川村公民館
塙町　佐藤印刷所

村民運動場建設工事は、陸上自衛隊第一〇五施設大隊によつて、九月二〇日から着工されました。

一八トンの大型ブルドーザー三台が、ものすごいエンジンのひびきをとどろかせながら排土作業を続けています。

もう、もとの壇の岡の姿はなくなり、新しい時代の村民の体位向上の場、レクリエーションの場が、一日一日と形づくられていきます。

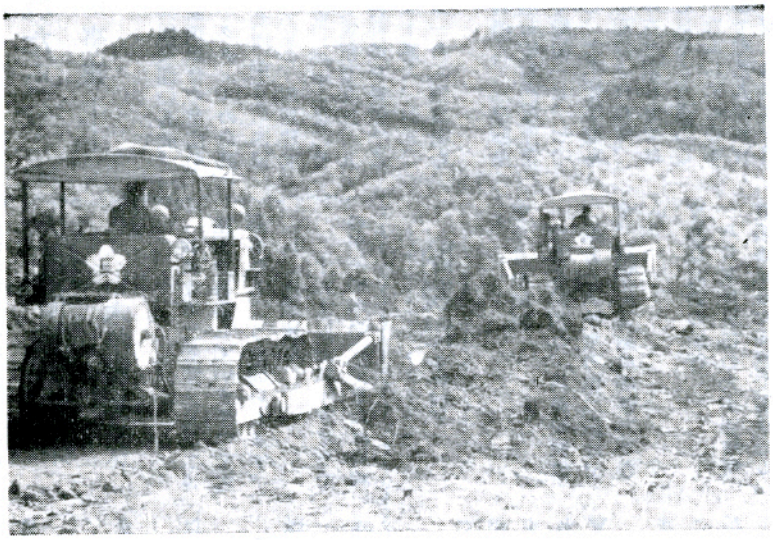





○

朝も、うすぐらいうちからドーザーのうなり声がきこえる。日曜も休まない。自衛隊さんはよくはたらく。

小山のような土量をみるみる押していく。偉大な機械力だ。

正しい規律。高度の能率。夜は部落に出て懇談会、広報も忘れない気の配りよう。

自衛隊さんは親切だ。忙しい仕事のなかで、見学に来る子供さんたちを相手に、納得のいくまで説明をつづける。

○

陸上自衛隊第一〇五施設大隊長福島駐とん地司令志岐弘照二等陸佐も現地視察のため来村。和田中隊長、石田村長の説明をきき、予想以上の仕事ぶりを見て思わずにつこり……

写真　右下の向つて左が志岐大隊長、中が和田中隊長。

10月の人口と世帯

人口	7.863	（－5）
男	3.901	（＋7）
女	3.962	（－5）
世帯数	1.252	（－1）

構造改善実施が認定されたら

——一年目はこの事業——

県と農林省の指導を受け、再三に亘る計画書変更の結果総額八七、三七〇千円(内補助事業費六九、四四三千円)におよぶ本村の農業構造改善計画は二〇〇頁を越えるぼう大な計画書となつて提出された。

既に、県審査をパスし、近く農林省の最終審査がある。そして農構改事業の実施か否かを決定する現地共同調査が十月五日より十一日まで、七日間に亘り実施された。

鮫川村の農構改事業の、土地基盤整備事業では、戸草養蚕協業組合の民有地集団桑園一ケ所を除くと、他はすべて国有地に依存することになるそれで第一年目の実施事業は次の通り計画されている。

1. 稚蚕共同飼育所二棟(設置予定地、中野及び渡瀬)、附帯事業として各一町歩づつの稚蚕共同桑園の造成。
2. 戸草養蚕協業組合の集団桑園四・二ヘクタールの造成と、壮蚕共同飼育所四棟(四〇〇平方米)、附属建物一棟(上族室六〇平方米)その他飼育上族用器具三、五セットに台秤等を設置する
3. ブルトーザー購入、D五〇一〇トン車一台(附属機を含む)。
4. 溝堀機一台購入、(集団桑園造成の桑苗植付溝堀作業以上の事業で総額一七、七〇一千円程度で、本年度事業実施指定地区に認定されれば、昭和三十九年三月末日までに事業の完了を見るよう進めることになる。なお1.3.4.の事業主体は農協で稚蚕共同飼育所やブルドーザーは地区を越える事業であるから、全村がその受益範囲に入るわけである。

(産業課)

協業養蚕の先駆者

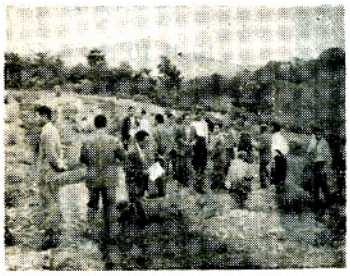

おこずかい取り程度の養蚕から経営の基幹となる程度の養蚕に進めるには、生産の基盤となる桑園の拡大が必要。

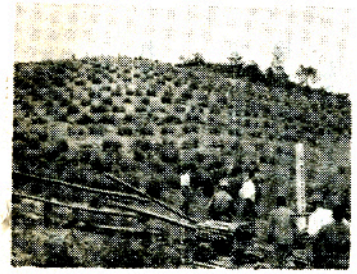

山の面積をもちより、共同で開こんし集団桑園を作つたのは、県内初めての先駆者、遠ケ竜養蚕協業組合です。

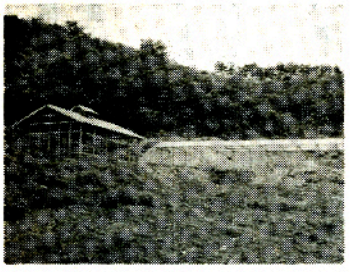

今年は管理室も出来、軽量鉄骨の壮蚕飼育所も出来ました。初めて出荷された繭は、品質数量とも最優秀でした。

自衛隊員募集

本年度第三次

次により二等陸士及び二等空士を募集していますので応募されるようお願いします。

1. 応募資格
   十八才以上二十五才までの男子で中学校卒または同程度以上のもの
2. 募集期間
   昭和三十八年十一月三十日まで
3. 初任給　一万一〇〇円以上
4. 応募手続
   役場または郡山駐とん地部隊

なお詳しいことは役場庶務課でおたずね下さい。

納税だより

組長さん方は御忙がしいところですが、納期前にはまず組内を廻つていただき納期内完納を積極的におすすめ下されるようおねがいします。

▼十月の納税

十月の納税は、村県民税第二期分と保険税の第二期分です。納期内完納に御協力下さい。

▼納期前納付に係る報償金

本年度村税につき七月末日までに納期前納付された方にこのたび区長を通じて報償金が交付されました。

これは納期前に納付した税額の百分の一に納期前に係る月数を乗じて得た額です。

▼納期完納の励行

八月末日現在の大字別納税成績表は既に回覧で御承知のとおり納期完納を励行されている区とそうでない区の開きが大変大きくなつています。

▼水稲標準地の坪刈

本年度産水稲所得の基礎資料にするため標準地の坪刈を始めました。

これは村内水田の地力に応じ二十五ケ所について行います。水稲所得が正確に把握できるよう御協力願います。

▼納税通知書

従来は村税の賦課は「徴税令書」によつて納税者に通知されましたが、今度税条例が一部改正されて「納税通知書」に改められました。

おめでた

八月　出生

二二日　名下須藤美佐子
二九日　上耕地芳賀里美
三〇日　舶長北条広子

九月　出生

一日　大房吉田幸子
四日　蕨ノ草鈴木幹男
六日　官沢矢吹浩義
六日　青生野星　隆
八日　本坂藤田久子
八日　道少田鈴木一徳
一二日　滑石阿久津勝
一三日　西野内松本良一

おくやみ

九月　死亡

二日　落合　51　我妻義雄
六日　戸草　83　関根ナヲ
六日　宝木　37　水野達雄
一三日　福原　2　鈴木信夫
一五日　彦次郎　70　青戸タマ

雌キジ捕獲禁止

このたび「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法」により38年11月1日～39年10月31日までの一年間、雌キジの捕獲が禁止されましたので狩猟については充分注意されます様お知らせします。

(産業課)

▼バイクのナンバー切替

バイクのナンバーを先月一斉に切替えましたが、出張して不在だつた方や、その他の用件で切替えに来られなかつた方は、役場に来て新しいナンバーに切替えて下さい。

(税務課)

これからの農作物管理

"そ菜の定植"

今年は早冷が予想されるので冬になる前、養分が充分吸収出来る秋のうちに発根を旺盛にするため、タマネギ、カンラン、菜種その他秋に定植するそ菜は早目に定植が終る様にしましょう。

(産業課)

生れかわる壇の岡

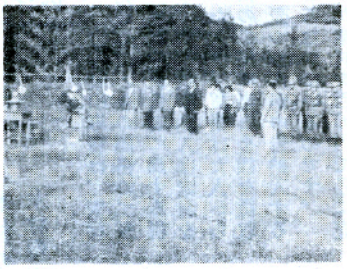

村民運動場として新しい時代の脚光をあびる壇の岡。9月20日には各種団体長や自衛隊員が参加して起工式を挙行。

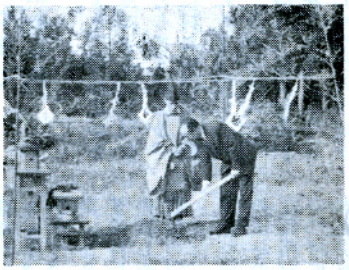

赤坂下総守以来幾度か手を加えられた壇の岡も、今度は自衛隊の機械力で、思い切り形をかえることになる。鍬入れ。

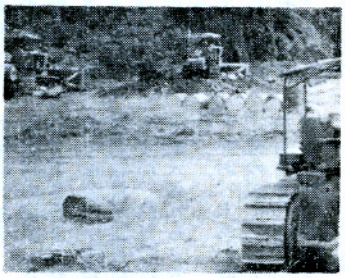

3台のブルドーザーが休みなしに動く。またたく間に東面の小山が姿を消して、広畑の街が眼下に見えるようになつた。

村政の窓み (3)

国有林へのねがい

村長 石田卯子八

国有林の問題がマスコミの波にのって、社会の関心を高めております先には農林次官通達が出ているし、赤城農林大臣の談話、青森の一日内閣における池田首相の発言など、前途に明るいものを感じます。

わが村での現地録音は「軒先から国有林」という題で、九月十一日には全国放送、二十一日にはローカル放送で電波にのりました。

最近は県農業会議も大きくとりあげ、新聞も盛んに書きますから、簡単に実現するかのように考える向もあるようですが、実情はなかなか容易でない問題なのです。

もともとは国有、薄有、民有の区分もはっきりしたものではなく、住民が自由に立入り、自由に利用していた山林ではありますが、国有国営の営林行政が行われている現在では、巨大な国家権力の組織でかたまつていますから、この壁はそうたやすく解放されるものではありません。

国土保全上必要でないところで、営林行政上支障のないところといえば、ほとんど当てはまるところがなくなります。

また農地や牧野としての適地の基準も、国が定める尺度によるのですからなおさらのことです。

わが村では農業構造改善のための用地として、牧野適地三〇〇ヘクタール、集団桑園適地三七ヘクタールの貸付または所属替を要請しております。

現地は計画実施地区になる予定の渡瀬、青生野、富田にわたりますが、十月六日から前橋営林局の係官と、地元営林署長以下が、県の農地開拓課員と共同調査を行つております。

構造改善のための国有林活用ということでは、全国的にも初めてのケースなので、前橋営林局長岡崎三郎氏も十月八日には現地に見えられる、県側も農政課長、農地開拓課長、県事務所長、林業事務所長などが立会われました。

この結果、適地ということになれば、貸付または所属替をうけられることになるが、今度は土地代の問題が残ります。

農業は高度の利益があるものではないのですから、未墾地所属替の売渡方式で、低れん、しかも長期償還で行けるよう御配慮を願いたいものです。

何よりも切望にたえないのは、農業基本法に附属する特別立法によつて、この問題を容易に解決する途を開いていただきたいことであります。

○

全国的にも注目をあつめたわが村の構造改善用地共同調査は、予備調査という名目で五日から九日まで予定されたのですが、現地にはいつてみると、いろいろ問題があり、二日間延びて十一日までかかりました。

八日の岡崎局長現地踏査の際は、車が十台も続き時ならぬ旋風を起したが局長も現地の熱心な要望はよく了解されたのではないかと思います。

国民年金だより

◎ 十月は国民年金の第2期（七月八月九月）分の納期です。お忘れなくおねがいします また第一期分の未納の方（四月五月六月分）はこの際合せて完納して下さい。

◎ 今年満二〇才になつて国民年金にまだ加入してない方は（昭和十八年生れの方）すぐに加入手続をして下さい。

◎ 満七〇才になつて、まだ老令福祉年金の受給手続をしてない方は（明治二十六年生れのかた）おくれず届出をして下さい。（但し所得関係や公的年金などで該当しない方もあります。詳しいことは住民課に相談して下さい。）

◎ 村民運動場の経費の一部は国民年金の中から特別融資を申請しています。納付率は九三%以上が必要です。

厚生施設に特別融資

東白川郡では初めて

国保の窓口

世帯主に七割給付

—いよいよ今月一日から—

◆国保の世帯主（世帯主が被保険者でない場合は世帯主に準ずる者）に対して十月一日より待望の七割給付が実施されました。

◆七割給付になつたので一万円の医療費がかる場合、村が七千円の負担を行い、世帯主は三千円の負担ですむことになりました。

◆病気は早く発見し早く治すことが一番大切。がまんはきんもつです。

◆特に成人病（高血圧、がん、心臓病）は油断のできない病気です。どなたも健康診断を受け、明るく健康な生活を営むように心掛けましょう。

今月は国保の強化月間

◆世帯主の七割給付実施に伴い今月は国保の強化月間です

◆保険税は納期内完納をくれぐれもお忘れなく。

◆栄養改善、病後の管理、育児妊産婦の心得、受胎調節などは保健婦に御相談下さい。

◆国保事業や医療給付についての意見、質問は係まで。

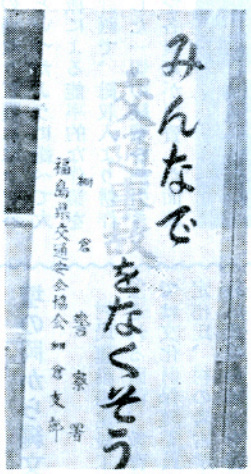

役に立つた現地研修会

農改・生改・推進員の活動

九月定例研修会は去る十日に、農改十九名生改十六名が参加し石川郡内の

多頭飼育酪農（二十頭）
畑作機械化協業経営
（陸稲省力）
水田機械化協業経営
（直播省力）
煙草近代経営実験農場
（組合法人）
協同養鶏場（三千羽）

などを見学しました。

▲多頭飼育酪農

渡辺朗

経営者有賀豊氏石川山は、三年前田畑1haを売り事業資金の一部として山林を開墾し四、五haの飼料畑を作り、現在は搾乳牛13頭、育成牛4頭仔牛3頭を飼育しています。一日の牛乳出荷量は一石二斗です。飼料畑にはラデノクロバーとチモシーの混播を行い一日成牛一頭当り50kgを給与しその外濃厚飼料を与え、一ケ月三～四万円の飼料代を支払っています。

主な施設は、牛舎、動力吹上カッター、原動機、ミルカー、動力尿撒布機、サイロ三基等で、総事業費約八百万円内借入が五百万円ということです。

今後の目標は、飼料畑や採草地等の土地の高度利用を図り、自給飼料の充分な確保と健全な牛体の育成による繁殖障害の防止に力を入れ、収益を高め経営の安定を図るとの事で、経営者の決断力、企画性そしてたくましい実行力に敬意を表しました。

▲婦人の見た近代経営

緑川リウ

一町三反の水田をおもいきり乳牛に切替えた主人に歩調を合せた農家の主婦の前進した考えには感心しました。米作中心の頃は赤字だったのが只今のところはその心配はありませんと話してくれましたしかし婦人としては重労働のように見受けました。

畑作協業、水田協業の場合は全部機械化のため、婦人は全々作業には出ていないそうです。そのためにうみ出された時間を家庭生活につかえるわけですから農家に嫁が来ないという心配はなくなります

煙草近代化経営では一町歩三戸で若夫婦三組の労働力です。炊事の時間がムダになるので、来年からは共同炊事に改め、お風呂も温泉気分の味わえる共同のものを作るそうです。現在使っている近代的なビニールハウスと昨年までのアマヤ、堀立小屋を比較すると、古い頭と新しい頭の相違を感じさせられました。

共同養鶏場は機械化された経営で、三千羽のケージ養鶏は見事なものでした。どこへ行っても構造改善の前に頭の構造改善と、人の和がなければならないと思いました。

▲土地を出資して

水田機械化

松本精一

場所は泉郷駅から約二キロの竜崎地内にある。四十五戸の農家がそれぞれ出し合った水田が十ヘクタールで共同耕作方式をとらず、基幹労力五人で栽培管理している。必要があれば補助労力を作業にあたらせる。従来の田植方式をやめ、作業工程は耕起に二連プラウ（ホイルトラクター三十五馬力）砕土はロータベーター、播種には乗用七条施肥播種機を使っている。これからの刈取り収獲にはコンバインといったように総べて大型機械による能率的な作業を行う計画で、総収入より耕作に要した一切の経費を差引き所得を各農家が出資した面積に応じて合理的に配分するという。

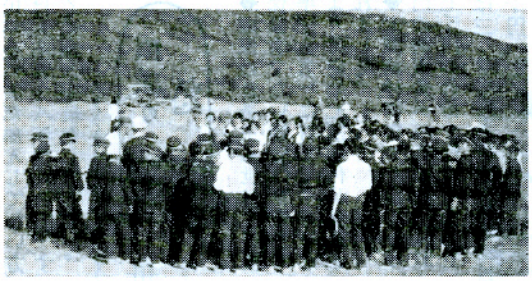

現在までの労力は、十アール当り三人役で、稲の姿は移植田に劣らない見事なもので十アール当り八俵はとれるだろうといわれている。品種はオオトリに越路早生である。

なおこの経営は委員長一名副一名、栽培係二名、用水係一名会計一名で行われているこれまでに多くの困難があつたと思うが、要は人間関係の問題の解決とアタマの構造改善がこの大事業をなしとげようとしているのである。

壇の岡から縄文土器

村民運動場建設工事が着工される直前、教育委員会では文化財保護委員の藤田定市氏、村の考古学者国島義広氏等の協力を得て、埋蔵文化財の発掘調査を行ったことは、既報のとおりですが、その後建設工事の進むにつれ、三千数百年前使われたと思われる石器の破片、炉あとなどが現われています。

国島氏は毎日現場を丹念に調査して収集に努めていますが、原型そのままのものはほとんどなく、折れたり欠けたりしているのが多いようです。

あとがき

村民運動場建設には自衛隊員二十余名がはいり、鮫中体育館の敷地整備も初まり建設のつち音は高らかにひびく。

国有林活用のための共同調査にも数十名の関係者が動き農業構造改善もいち早く軌道にのりそう、先づ忙しいことになりました。

お互に健康ではたらきましょう。

税の解説

木材引取税

木材の買受け者に課し木材の売り主が納める税

木材引取税は、素材を売買したときの価格の二%を、最初の買受者に課する税です。この税の納入は素材を売った人が、買受けた人から価格の二%に当る金額を徴収して売った人が申告納入することになつているのです。

甲が素材を百万円で乙に売つたとしますと、甲は乙から百万円の二%に当る二万円を木材引取税としてうけとり、それをすぐに村に申告して納入することになります。

この場合、甲が乙から二万円をうけとつて、村に申告納入する義務を怠れば、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処せられる規定があります。

薪炭材以外はすべて素材になります。杉・松・ひのき・からまつ、もみ等は勿論のこと栗・ならくぬぎ等であつても薪炭材以外に利用する目的で売買した場合は、素材として課税の対象になるわけです。

また、自分の山林を切つて家屋を建築した場合でも、その素材の石数を計算し、適正な価格を見積つて、その価格の二%に当る金額を、本人が木材引取税と、納入しなければなりません。この場合も申告納入を怠ると罰則規定が適用されます。

自家用の場合も必ず申告納入して下さるようお願いします村では公正な課税をするため税務職員が随時村内を調査しますが、該当者はもれなく申告納入されるようお願いします。

なお、木材引取税またはその他の税について、不詳の点がありましたら、いつでも遠慮なくお尋ね下さい。

（税務課）